令和６年４月１日現在

期日指定定期預金

１．商品名	・期日指定定期預金
２．販売対象	・個人のみ
３．期　間	・最長３年（据置期間１年） ・満期日は、この預金の全部または一部について預入日の１年経過後から３年までの任意の日を指定できます。ただし、満期日の指定は１ヵ月前までに通知が必要です ・預入時の申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続（元金継続、元利金継続）の取扱いができます
４．預　入 ⑴ 預入方法 ⑵ 預入金額 ⑶ 預入単位	・一括預入 ・１，０００円以上３００万円未満 ・１円単位
５．払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します
６．利　息 ⑴ 適用金利 ⑵ 利払方法 ⑶ 計算方法	・固定金利 ・預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します ・満期日以後に一括して支払います ・付利単位を１円とした１年を３６５日とする日割計算で、１年毎の複利計算
７．税　金	・利息には２０．３１５％（国税１５．３１５％、地方税５％）の税金がかかります 【注】平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%の税金がかかります（ただし、マル優を利用の場合は除きます）
８．手数料	―
９．付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます（貸越利率は担保定期預金の「２年以上」の約定利率に０．５％上乗せした利率） ・マル優の取扱いができます
10．中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により１年毎の複利計算した期限前解約利息とともに支払います
11．金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください

気仙沼信用金庫

12. 苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務課（９時～１７時、電話：0226-22-6830）にお申し出ください 紛争解決措置　東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務課または全国しんきん相談所（９時～１７時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です 　なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）―もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務課または全国しんきん相談所にお問合わせください
13. その他参考となる事項	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します ・満期日の指定がないときは最長預入期限が満期日となります ・預金保険制度の付保対象預金です ・預金保険によって元本１，０００万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して１，０００万円までとその利息が保護されます）